



ハグワンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

開業 50 周年を迎えて

皆様には日頃からお世話になり、誠にありがとうございます。昭和42年2月8日に税理士登録して開業しましたので、この2月8日で50周年を迎えることとなりました。

開業当初は、ヤマサ蒲鉾様に従業員として勤務し給与を頂戴しながら、ヤマサ蒲鉾様の本社ビルの一部をお借りして、事務所を構えさせて頂きました。そこでお世話になること10年、姫路城そばの大手前第1ビルに移って30年、現在の南条へ移って10年になります。

当時、税理士公認会計士である飯塚毅先生に出逢い、その卓越した先見性と強烈な指導力に傾倒して、TKC全国会という会計士のネットワークに入会致しました。以後、その団体の活動に共鳴して推進しているうちに役職を任じられ、近畿兵庫会会長、全国会副会長を務めさせて頂くまで、その役割を担って参りました。

大先輩の飯塚毅先生からは、租税正義の実現を掲げ、「1円の多過ぎたる税金も1円の少な過ぎたる税金もなし」との信念に基づき、申告是認を目指すべきことを教えられました。飯塚先生は、国税当局からの不当な圧力にも屈することなく闘い勝利され、「飯塚事件」として小説や映画にもなったのは有名な話です。ある意味その勝利のお蔭で、今の税理士の地位が確立され、現在の「書面添付制度」にも繋がって行ったと言われております。

半世紀の間に、当初はその言葉を知る人も少なかったコンピューターが常識となり、e-tax電子申告から最近では会計もクラウド化やフィンテックという、また次の次元に入ってきております。どの業界も常に時代の変化を読み取り、流れに付いて行かなければなりません。コンピューターの発展により、業務に占める事務処理の比重が低下して来た中、税理士会計事務所に求められる役割も変化して参りました。

さらにバブル崩壊後は、赤字企業の割合が高まる中、「単に毎年赤字の決算書、申告書を作るだけでは、企業の葬儀屋をやっているのと同じや！」と職員にハッパをかけて、何のお役に立つことが重要なのか、今求められていることは何なのか、自問自答しながら新たなサービスの提供と拡充のため、情報収集を重ね業務革新に向け対応して参りました。

結局は「中小企業の元気作りのお手伝い」ということで、経営に関わる問題解決のお手伝いに領域を広げることで落ち着きました。複雑に入り組んだ、多岐にわたるお客様のご要望に対し、とても単独で応えられるものではありません。そこで、関係先とのネットワーク強化に向け、TKC全国会において提携関係にある各社の皆様や、その他提携先の皆様にもお世話になりながら関係を強化して参りました。数年前に「認定支援機関」制度が出来上がりましたが、私どもは20年以上も前からその必要性を感じ力を注いで来たつもりであります。 (次ページへ続く)



ハクシオンレター



FAX INFORMATION

Vol.246 2017 / 2月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



(前ページより続く)

P2

但しそれがどこまで出来てきたのか、また現在もどこまで出来ているのか不安もありますが、お客様におかれましては、もし不足をお感じの際には、いつでも何なりとお申し付け下されば幸いです。

また個人的には一昨年には胃の全摘手術を行い、年々体力や気力、記憶力や判断力も覚束なくなって来ております。その中で、あとどこまで続けられるかわかりませんが、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。正式にはまた改めてご挨拶を申し上げたいと存じます。

平成 29 年 2 月 1 日

尾上会計事務所 所長税理士 尾上 誠一



大同生命保険の保険料率改定が行われます！

平成 29 年 4 月より、弊所が販売代理店である大同生命保険の保険料率改定が行われます。

	料率改定を行う商品	
主 契 約	<ul style="list-style-type: none"> ・Lタイプ ・生活障がい保障型Lタイプ ・低SV-Lタイプ ・新通増50 ・Jタイプ(解約払戻金あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Tタイプ(解約払戻金あり) ・Mタイプ(終身) ・介護リリース ・終身保険 ・養老保険
特 約	<ul style="list-style-type: none"> ・Jワイド特約(解約払戻金あり) ・Mタイプ各種特約(終身) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ワイド特約

【改定時期】

契約日(特約中途付加日などを含む)が、平成 29 年 4 月 2 日(日)以降となる新契約や中途付加された特約より適用されます。

【保険料】

料率改定後は、保険料が現行より上がります。保険期間の長い方が、保険料は高くなります。

【解約返戻率】

解約返戻金のある保険については、ピーク時期の解約返戻率が、現行より概ね低くなります。ただし、経過年数によっては、現行より高くなる場合があります。

現行の保険料率にて加入をご希望されるお客様には、平成 29 年 3 月 31 日(金)までに手続(申込・告知)いただく必要があります。詳細は監査担当者までお尋ね下さい。

※現在ご加入いただいているご契約については保険料率改定の対象とはなりません。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



国税のクレジットカード納付が始まりました！

地方税では従前より可能であったクレジットカード納付ですが、国税の納付手続きにおいても、本年1月4日より可能となっています。納付可能な税目は法人税、消費税、所得税などほぼ全ての税目で、納付額は1,000万円未満、納付手続きはインターネットで「国税クレジットカードお支払サイト」のみからとなっています。（詳細は国税庁HP「クレジットカード納付のQ&A」をご覧ください。）

クレジットカード納付では、キャッシュアウトを遅らせる、分割払いが可能（クレジット会社所定の手数料が掛かります）、24時間納付が可能などの利便性はもちろんですが、カードのポイントが貯まること大きなメリットとなります。（クレジットカード会社により取扱いが異なる可能性がありますので事前にご確認下さい。）

ただし、ここで考慮しないとイケないのが、国税のクレジット納付の際に必要な決済手数料の存在です。国税のクレジット納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みとなっているため、所定の決済手数料が掛かります。

決済手数料は納付税額が最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）を加算した金額となります。納付税額と決済手数料、その割合は以下の表になります。

納付税額	決済手数料（税込）	決済手数料／納付税額
1 ～ 10,000	82	0.82% ～ 8200.00%
10,001 ～ 20,000	164	0.82% ～ 1.64%
20,001 ～ 30,000	246	0.82% ～ 1.23%
50,001 ～ 60,000	492	0.82% ～ 0.98%

決済手数料の納税額に占める割合は最低でも0.82%で、国税の納付額が5万円以下の場合決済手数料の納税額に占める割合が1%を超える可能性があります。一般的なクレジットカードのポイント還元率は0.5%程度であるため、決済手数料の割合を下回っては結果として損をすることになってしまいます。

現在ポイント還元率が1%を超えるクレジットカードもありますので、そのようなカードを使っている場合は納付税額が5万円超であれば、概ね決済手数料率よりもポイント還元率が上回ることになりそうです。参考にしてみてください。（記事担当：井上）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX